

令和6年11月4日

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市子ども・若者未来会議
会長 農野 寛治

(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)について(答申)

令和6年11月11日付で諮問のありました、(仮称)川西市子ども参加条例の策定について、本審議会として慎重に審議を重ねた結果、別添の「(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)」のとおり答申いたします。

(仮称)子ども・若者参加条例の策定にかかる審議に際しては、子どもや若者の意見聴取の方法や参画のあり方、市の政策への反映やフィードバックの手法などについて、それぞれの分野で専門的な知識や経験を持つ方々からのご意見を踏まえるために、「(仮称)子ども参加条例検討部会」を設置しました。

また、当事者である子ども・若者の想いや声をより条例に反映させるために、「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」を設置し、2つの部会を伴走させる形で、検討を行ってきました。

特に、条例(案)の前文には「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」からの子ども・若者の想いや願いをメッセージとして掲載しており、貴市におかれましてはこのメッセージを真摯に受け止め、すべての子ども・若者があらゆる場で自分の気持ちや願い、意見を安心して、表明することができ、その意見が尊重され、子ども・若者にとって最善の利益が図られるまちづくりがさらに推進されることを期待します。

(仮称)川西市こども・若者参加条例(案)

前文

(こども・わか者のメッセージ)

わたしたちこども・わか者は、一人ひとりがさまざまなこせいやのう力を持つ今を生きているそんざいであり、みらいへの大きなかのうせいをひめています。

わたしたちこども・わか者は、どのような理由があってもさべつされず、まわりのおとなからのあいじょうや思いやりの中で安心して毎日をくらすことができ、ゆめやきぼうを持ってせい長し、一人ひとりが思いえがく幸せをかなえることができるけんりを生まれながらに持っています。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明するけんりを持っています。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えを表明するときは、次の6つの気持ちを大切にしてほしいです。

1つ目 きんちょうするときもあります。意見や考えをきくときには、やさしくあたたかい目で見、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。おこったりせず、親身になって、真けんにきいて、こたえてほしいです。

2つ目 まちがえることもあります。話をと中でさえぎらずに、さい後までしっかりときいてほしいです。ちがう意見や考えでも、頭ごなしにひ定しないでほしいです。

3つ目 つたえた意見や考えをむやみに他の人に言ったりしないでほしいです。ひみつにしてほしいとつたえたことを他の人に言うときには、きよかをとってほしいです。

4つ目 少数はの意見や考えに対しても耳をかたむけ、そん重し、受け止めてほしいです。

5つ目 つたえた意見や考えは大事にあつかってほしいです。そして、つたえた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。

6つ目 安心して意見や考えをつたえることができるふんい気やかんきょうをつくってほしいです。

わたしたちこども・わか者は、心とからだのじょうたいや育ってきたかんきょう、今おかれているじょうきょうなどにより、自分の意見や考えをうまくつたえることができないときがあります。そんなときは急かさなくて、ゆっくりと耳をかたむけ、よりそってください。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えをつたえることは、ときにはゆう気がいりますが、自分のためやだれかのために意見や考えをつたえていきます。

わたしたちこども・わか者は、たがいの意見や考えをそん重し、わたしたちこども・わか者にとってもっともよいことをおとなといっしょに考えていきます。

(市の決意)

川西市は、こども・わか者を対等なパートナーとして、こども・わか者のみなさんからのメッセージをしっかりと受け止めます。

川西市は、平せい10年に全国に先がけて子どもの人けんオンブズパーソンじょうれいをせい定し、子どものけんりじょうやくのせっきょくてきなふきゅうにつとめてきました。また、一人ひとりのこども・わか者の人けんをそん重し、かくほするための取り組みを進めてきました。

おとなは、すべてのこども・わか者が人間としてとうとばれる社会を实げんするためにふだんにつとめなければなりません。

こども・わか者は、発たつにおうじて、ほごされ、守られるけんりがあります。こども・わか者は、発たつのかていにあっても、生まれながらにけんりの主体です。

川西市は、おとなの考えや意見だけで、こども・わか者にかんすることを決めるのではなく、こども・わか者一人ひとりが主体として、自らのことについて考え、意見を表明し、対話しながらともに決定することがこども・わか者の幸せを实げんするというし点に立ち、「こども・わか者が幸せになるまちづくり」を進めます。

川西市は、すべてのこども・わか者が、社会の一員として、家庭や学校、地いきなどの場で、自分にかかわるあらゆることに意見や考え、気持ちを安心して、表明することができ、その意見がそん重され、こども・わか者にとってさいぜんのりえきが図られるまちの实げんをめざして、このじょうれいをせい定します。

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)、こども基本法(令和4年法律第77号)その他関連する法令等に基づき、全てのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざして、こども・若者の意見を表明する機会並びにまちづくり及び多様な社会的活動に参加する機会を保障するため、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等の役割を明らかにするとともに、一人ひとりのこども・若者を真ん中において、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等が相互に協力することで、こども・若者が幸せに暮らし、笑顔あふれるこども・若者の成長を通してあらゆる市民が幸せを感じられるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 若者 18歳から29歳までの全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) こども・若者 こども及び若者をいう。
- (4) 意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語又は表情、身振りその他これらに類する言語によらない伝達手段により表現されたものをいう。
- (5) 参加 自らに関係するあらゆる事柄について、その意義を十分に理解する機会を得て、意見表明

等の活動に主体的に関与することをいう。

- (6) 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者 年齢、心身の発達状況、生活環境、社会環境等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。
- (7) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (8) 育ち学ぶ施設 地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援、学校、留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービス等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。
- (9) 保護者 こども又は若者を現に養育する親その他親に代わりこども又は若者を養育する者をいう。
- (10) 団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が構成員として加わり活動するもの（専ら営利を目的とするものを除く。）をいう。
- (11) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で事業を営む者をいう。
- (12) こども・若者施策 こども・若者に対する支援等を主たる目的とする施策及びこども・若者の生活に影響を与える施策をいう。

（基本理念）

第3条 こども・若者の意見を表明する機会並びにまちづくり及び多様な社会的活動に参加する機会を実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 全てのこども・若者は、生まれながらに人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利を保障され、思想、人種、国籍、障害の有無、性、家庭環境等いかなる理由においても差別されず、その基本的人権が保障されること。
- (2) 全てのこども・若者は、虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られ、安全に安心して生きる権利・育つ権利を保障され、愛情をもって生まれ、一人ひとりの年齢及び発達段階に応じた生活が保障されること。また、教育を受ける機会、休息する機会、遊ぶ機会、スポーツ、芸術、自然等の多彩な活動に参加する機会が等しく確保され、健やかに成長し、発達する環境が保障されること。
- (3) 全てのこども・若者は、生まれながらに意見表明の権利主体であり、多様な人格をもった一人の人間として尊重され、自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保され、その意見はこども・若者の最善の利益を実現する観点から尊重されること。
- (4) こども・若者に関することが決められ、行われるときは、こども・若者の立場から、こども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先されること。

（こども・若者の意見表明権）

第4条 こども・若者は、自分の意見を自由に表明し、その意見を聴かれ、かつその意見が尊重される権

利を有する。

- 2 こども・若者は、意見を表明するための前提となる情報提供を受ける権利を有する。
- 3 こども・若者は、自分の意見の表明を強要されず、表明したことによる不当な不利益を受けない。

(こども・若者の参加)

第5条 こども・若者は、まちづくり及び多様な社会的活動(以下「まちづくり等」という。)に参加することができる。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、こども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会(以下「意見表明・参加の機会」という。)を保障するため、保護者、団体、市民等、育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、こども・若者の健やかな成長に重要な役割を有することに鑑み、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等について十分に理解を深め、その機会を重んじて業務に当たるものとする。

- 2 育ち学ぶ施設は、市、保護者及び市民等と協力し、こども・若者にその意見表明・参加の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、こども・若者のまちづくり等への参加を支援するものとする。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者の年齢、成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努めるものとする。

(団体の役割)

第9条 団体は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者が関わる活動又は事業に携わるときは、こども・若者から十分にその意見を聴取し、こども・若者の積極的な参加を促すよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こども・若者の年齢、成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障

するよう努めるものとする。

(保護者への支援)

第11条 市、育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、保護者が子ども・若者の権利の実現において果たす役割の重要性に鑑み、その役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するよう努めるものとする。

(子ども・若者施策等に関する子ども・若者の意見の聴取及び反映)

第12条 市は、子ども・若者施策を策定、実施及び評価するときには、施策の対象となる子ども・若者の意見を幅広く聴取するものとし、子ども・若者から聴取した意見(以下「子ども・若者からの施策意見」という。)を、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、施策へ反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、子ども・若者に対し、子ども・若者が意見を表明するための前提となる情報を確実に受け取ることができ、機会を保障するものとする。この場合において、当該情報に用いる表現については、子ども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、十分平易な表現を用いるものとする。

3 市は、子ども・若者からの施策意見を施策へ反映させるよう努めるものとする。

4 市は、子ども・若者からの施策意見の施策への反映状況を子ども・若者に説明するものとする。この場合において、施策への反映状況についての説明の内容は、できる限り平易かつ簡明にするものとする。

5 市は、子ども・若者が安心して意見を表明できるよう環境の整備に努めるものとする。

6 市は、育ち学ぶ施設その他子ども・若者が利用する施設の場所を訪問する等の適宜の方法により、子ども・若者からその意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

7 市は、子ども・若者からの意見を随時聴取する窓口を明確に示して周知するものとする。

(声を聴かれにくい状況にある子ども・若者の意見の聴取及び反映)

第13条 市は、声を聴かれにくい状況にある子ども・若者について、その意思をくみ取り、かつ必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努めるものとする。

(付属機関等における子ども・若者の意見の聴取及び反映)

第14条 付属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。)は、子ども・若者施策その他子ども・若者の意見を反映させることが適当な施策の調査、審査、審議等を行うときは、子ども・若者が会議に出席する機会を設けることその他の方法により子ども・若者の多様な意見を聴取し、当該意見が調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。

2 市長は、子ども・若者施策の調査、審査、審議等を行う付属機関等の委員の委嘱に当たっては、公募

等により子ども・若者を当該委員として委嘱するよう努めなければならない。

(人材育成)

第15条 市は、子ども・若者が参加、意見表明しやすい安全かつ安心な場づくり並びに子ども・若者の意見の形成及び表明を支援する人材の確保、養成等に必要な取組を推進するものとする。

(周知啓発)

第16条 市は、子ども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等について、子ども・若者、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設が理解を深められるよう、周知啓発を行うものとする。

2 育ち学ぶ施設は、自らの施設における、子ども・若者の意見聴取や参加に関する取組について、広く周知するよう努めるものとする。

(推進体制)

第17条 市は、子ども・若者の意見表明・参加の機会を保障するために必要な体制を整備する。

(計画への反映及び実施)

第18条 市は、子ども・若者施策に関する計画の策定及び推進に当たっては、第4条に規定する権利を実現するために必要な施策を反映し、及び実施するものとする。

(評価と検証)

第19条 川西市子ども・若者未来会議条例(平成25年川西市条例第18号)に基づき設置される川西市子ども・若者未来会議は、市が実施する子ども・若者の意見表明・参加の機会に関する施策に対する評価及び検証を行うものとする。

(子ども・若者の権利擁護及び救済)

第20条 18歳未満の子どもは、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(平成10年川西市条例第24号)第10条第1項に規定する相談及び同条第2項に規定する擁護及び救済の申立てをすることができる。

2 子ども・若者は、第4条に規定する権利について、市に相談し、並びに擁護及び救済の申立てをすることができる。

3 市は、前項の規定による相談並びに擁護及び救済の申立てがあった場合は、事実を調査し、必要な措置を講じなければならない。

なお、答申にあたり、留意されるべき事項を次のとおり附帯意見として申し添えます。

・条例の成り立ちや条文に込めた意図を明確に伝えるために、条例の逐条解説等は必須です。逐条解説等が今後の職員研修や地域等における条例の広報や浸透に大きく関わってくるため、必要十分な逐条解説等を作成してください。

・条例が市民に浸透していくためには、行政自らが変革していくことが重要です。その先におとなの認識が変わり、こども・若者の認識も変わっていくプロセスがあります。まずは、市が率先して意識変革を推進してください。

・条例が制定された時がスタート地点であり、条例に基づいた着実な実行が必要です。条例の制定は、こども・若者の意見表明や参加があたりまえになる文化を創っていく第一歩となります。長いスパンでそれを見据えつつ、条例の理念やめざす姿が現実のものとなっているか、あるいはその姿に近づいているかの検証が不可欠です。条例の着実な実行と検証を行い、施行状況及びこども・若者を取り巻く状況によって、必要な措置を講じてください。

1. (仮称) こども参加条例検討部会

(1) 委員名簿

| No. | 氏名 | 所属・役職等 |
|-----|------------|------------------------|
| 1 | 玉木 健弘 | 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 准教授 |
| 2 | 小野 セレスタ 摩耶 | 同志社大学 社会学部 准教授 |
| 3 | 川中 大輔 | 龍谷大学 社会学部 准教授 |
| 4 | 藏原 亜紀 | NPO 法人育ちあいサポートブーケ 代表理事 |
| 5 | 大西 僚 | NPO 法人百生一輝 理事 |
| 6 | 高田 浩行 | 川西市社会福祉協議会 事務局長 |

(敬称略)

(2) 審議経過

| 回数 | 開催日 | 議事 |
|--|--------------|---|
| 第1回 | 令和6年3月11日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者の意見表明の現状把握について ・(仮)こども・若者による条例検討部会の設置及び今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 令和6年6月11日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・こども・若者の意見表明に関するアンケート調査結果の報告について ・関係団体へのヒアリング経過報告について |
| 第3回 | 令和6年7月22日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・関係団体へのヒアリング経過報告について ・(仮称)こども参加条例 条文構成案について |
| 令和6年8月11日(日) 第3回 こども・若者による意見表明の条例検討部会への参加 ・各グループにメンバーの一員として参加し、こども・若者の声を直接聞いたり、意見交換を行った | | |
| 第4回 | 令和6年8月11日(日) | <ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・関係団体へのヒアリング経過報告について ・(仮称)こども・若者参加条例 条文構成案について |
| 第5回 | 令和6年9月2日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・(仮称)こども・若者参加条例 条文案について |
| 第6回 | 令和6年10月8日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・(仮称)こども・若者参加条例案について |

2. こども・若者による意見表明の条例検討部会

無作為で抽出した9~29歳の1,000名に対して、部会参加募集のチラシをアンケート調査の送付に併せて送付した。

(1) 参加申込51名(内訳:小学生12名、中学生17名、高校生12名、18歳以上10名)

(2) 全体進行ファシリテーター ^{わたなべ みつよし} 渡邊 充佳 氏(社会福祉士・公認心理師)

・2008年7月~2017年3月:川西市子どもの人権オンブズパーソン 調査相談専門員

・2023年10月~:合同会社エンパワメント&アドボカシーサービス・ハルジオン 代表社員

こころ・からだ・くらし相談室ハルジオン

(3) テーブルファシリテーター

| | |
|--------|---------------------------------------|
| こども未来部 | 副部長 増田 善則 |
| こども政策課 | 主査 中村 陵、主査 窪田 裕一 課員 坂本 拓麻、課員 瀧田 富子 |
| こども支援課 | 主査 浮城 裕史、課員 上野 裕也 |
| 総務部 | 資産税課 課員 森本 凌史 |
| 市民環境部 | 産業振興課 課員 矢追 優也 |
| 教育推進部 | 教育保育課 主査 野田 悠介 |

(4) 開催概要

| 回数 | 開催日 | 内 容 | 参加者数 |
|-----|--------------|---|------|
| 第1回 | 令和6年6月29日(土) | ・「子どものけんり なんでやねん!すごろく」の実施 ・「なんでやねんの木」の作成 など | 37名 |
| 第2回 | 令和6年7月27日(土) | ・「夢と希望の島」の作成 ・「意見を言いやすいとき、言いにくいときはどんなとき？」 など | 25名 |
| 第3回 | 令和6年8月11日(日) | ・「市役所をもっと身近に」感じるためには? など ※(仮称)こども参加条例検討部会委員が各グループのメンバーの一員として参加 | 32名 |
| 第4回 | 令和6年9月14日(土) | ・条例の条文と前文について ・「意見を伝えるとき、おとなやまわりの人に大切にしてほしいことは?」 など | 31名 |
| 第5回 | 令和7年3月開催予定 | ・未定 | |

※各回の実施内容の詳細については「こども・若者ミライ NEWS VOL.1~4」を参照

(5) 開催の様子

・ 第 1 回



・ 第 2 回



・第3回



・第4回



3. こども・若者の意見表明に関するアンケート調査

(1) 調査概要

ア. 調査の目的

こどもや若者が日常生活の中で自分の意見や考えを表明することに対する考え方などを把握し、条例策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施。

イ. 調査対象

下の3つの区分について、無作為に対象者を抽出。

- ・こども（0～8歳）：市内にお住まいの0歳から8歳までのお子さんの保護者
- ・こども・若者（9～29歳）：市内にお住まいの9歳から29歳までの方
- ・おとな（30歳以上）：市内にお住まいの30歳以上の方

ウ. 調査期間

令和6年5月1日から令和6年5月19日

エ. 調査方法

郵送による回答依頼・インターネットによる回答

オ. 回答状況

| | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|---------------|---------|-------|-------|
| こども（0～8歳） | 500 通 | 260 通 | 52.0% |
| こども・若者（9～29歳） | 1,000 通 | 183 通 | 18.3% |
| おとな（30歳以上） | 1,000 通 | 317 通 | 31.7% |

(2) 調査結果

「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 結果報告書」参照

4. こども・若者の意見表明に関する支援者アンケート及びヒアリング

声を聴かれにくい状況にあるこども・若者については、関係団体等へのアンケート及びヒアリングを通じて現状を把握するとともに、声や意見を聴くための工夫や手法の検討につなげることを目的に実施。

(1) 支援者アンケート

ア. 調査対象

次の施設や団体などでこども・若者の支援をしている担当者や責任者、施設長など

- ・ 小学校、中学校（校内サポートルーム、特別支援学級を含む）
- ・ 特別支援学校
- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園
- ・ 子ども食堂、学習支援の運営団体
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス
- ・ 主任児童委員
- ・ 地域子育て支援拠点
- ・ 学びのスペース「セオリア」
- ・ かわにしファミリーサポートセンター
- ・ 外国にルーツを持つこどもの支援団体 など

イ. 調査期間

令和6年7月から8月

ウ. 調査方法

各施設などへ回答依頼・インターネットによる回答

エ. 回答状況

有効回答数：240件

オ. 調査結果

「こども・若者の意見表明に関する支援者アンケート結果」参照

(2) 支援者ヒアリング

ア. 対象及び実施状況

| 対象施設・団体・相談事業 | 対象者 | ヒアリング 実施回数 |
|--------------------------|--|---------------|
| 小学校(校内サポートルーム・特別支援学級を含む) | 不登校支援・生徒指導・特別支援等の教職員、養護教諭、外国にルーツを持つこどもの担当教職員 | 2 |
| 中学校(校内サポートルーム・特別支援学級を含む) | 不登校支援・生徒指導・特別支援等の教職員、養護教諭、外国にルーツを持つこどもの担当教職員 | 1 |
| 特別支援学校 | 教職員等 | 2 |
| 保育所・認定こども園・幼稚園 | 保育士等 | 1 |
| 子ども・若者総合相談(市の相談事業) | 相談員 | 1 |
| 家庭総合相談・教育相談(市の相談事業) | 相談員・スクールソーシャルワーカー | 2 |
| 子ども食堂・学習支援の運営団体 | 団体から選出 | 1 |
| 児童発達支援、放課後等デイサービス | 保育士、相談支援専門員 | 1 |
| 主任児童委員 | 主任児童委員 | 1 |
| 人権相談(市の相談事業) | 相談員 | 1 |

イ. 実施期間

令和6年6月から8月

ウ. 実施方法

支援者に対しグループヒアリング形式で実施

エ. ヒアリングの助言及び支援

渡邊 充佳 氏

オ. ヒアリング項目

- ・子ども・若者の声の聴かれにくさの背景や要因、意見表明ができていないか
- ・子ども・若者に意見を聴く手法、誰が誰に聴くのか、場所や環境
- ・支援者が子ども・若者の意見や考えを汲み取るうえで大切にしていること
- ・子ども・若者の意見や考えを汲み取るために市に必要なと思うこと
- ・(仮称) 子ども参加条例や子ども・若者の意見表明についての自由意見

カ. ヒアリング結果

「子ども・若者の意見表明に関する支援者ヒアリング結果」参照